

令和 8 年 8 月 21 日
練 馬 区

練馬区立地域子ども家庭支援センター貫井の運営業務委託にかかる
プロポーザル方式による事業者選定募集要領

1 目的

本要領は、「練馬区立地域子ども家庭支援センター貫井運営業務委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとします。

2 業務概要

(1) 件 名

令和 9 年度 練馬区立地域子ども家庭支援センター貫井運営業務委託（単価契約）

(2) 履行期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの単年度契約

※ 履行状況の評価を行い良好と認められる場合は、最高 5 年（更新 4 回）引き続きの契約更新を行うことがあります。

(3) 履行場所

	練馬区立地域子ども家庭支援センター貫井
所在地	練馬区貫井三丁目 25 番 15 号
構造	鉄筋コンクリート造 5 階建て
延床面積	147.52 m ²
平面図	別紙 1 のとおり

(4) 業務内容 仕様書（別紙 2－1）による

(5) 概算経費 81,780,575 円（令和 9 年度委託費予定・消費税込み）

※概算経費を超える見積価格の提案は無効とします。

※概算経費は令和 9 年度の委託料の上限額を明示したもので、令和 9 年度の委託料として確約するものではありません。

3 応募資格など

3－1 応募資格

提案書提出時において、東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県のいずれかで児童福祉法に基づく施設の運営および事業を実施している法人（ただし、令和 5 年度～令和 7 年度の決算報告書が提出できること。）

3-2 開設準備委託

新規に委託施設を受託する場合、令和9年1月から令和9年3月の期間、準備委託契約を締結します。ただし、現に受託している者が、当該施設の本業務委託を受託した場合を除きます。

3-3 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、応募できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人事業税（特別法人事業税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

4 応募方法など

(1) 応募方法

応募する事業者は、必ず事前に「11問い合わせ先」へ連絡の上、下記受付期間内に応募書類を直接持参してください（郵送は不可とします）。

同時に募集している、他の地域子ども家庭支援センターに応募することも可能です。ただし、最大2施設までの応募とします。

受付期間後の企画提案書等の差し替えおよび再提出は認めません。

ア 提出書類 別紙4-1・4-2「提出書類一覧」のとおり

区が必要と認めた場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

イ 受付期間

名称	受付期間
応募書類Ⅰ（別紙4-1）	令和8年8月24日(月)～9月10日(木)
応募書類Ⅱ（別紙4-2）	令和8年9月14日(月)～9月24日(木)

※受付時間は、午前9時～午後5時

ウ 提出場所 練馬区豊玉北5-28-3

在宅育児支援担当課 育児支援係

エ 提出方法 A4サイズで作成した書類一式は、別紙4-1・4-2に記載の順番にA4判ファイルに左綴りにし、表紙、背表紙に事業者名等を記入してください。また、各書類にはインデックスをつけてください。

オ 提出部数 「応募書類Ⅰ」・「応募書類Ⅱ」とともに、正本1部、副本5部を提出してください。

提出方法の詳細は、別紙4-1・4-2をご参照ください。

なお、提出書類は返却しませんのでご了承ください。

カ 電子データの提出

紙媒体の提出とあわせて、電子データをご提出ください。

以下のフォームから、ご提出をお願いいたします。

【LoGoフォームURL】 <https://logoform.jp/form/G2rU/1631937>

(2) 参加の辞退

提案書類等の提出後、事情により辞退する場合、参加辞退書（様式5）を令和8年9月24日（木）までに提出してください。

(3) 事業者説明会（事前予約制）

説明会（地域子ども家庭支援センター5か所合同）および施設見学を行います。

ア 開催日時 令和8年9月1日(火) 午前10時～正午（予定）

イ 開催場所 練馬区豊玉北5-28-3

練馬区立子ども家庭支援センター 3階 大会議室

ウ 注意事項 来庁の際は公共交通機関をご利用ください。

1事業者につき3名までとします。

エ 施設見学 令和8年9月1日(火) 午後4時～午後5時

練馬区貫井3-25-15

練馬区立地域子ども家庭支援センター貫井

（注意事項）

・現地集合。見学は、1事業者につき2名までとします。

・駐車場はありません。また、写真等の撮影は不可とします。

オ 予約方法 参加を希望される場合は、8月30日(日)までに以下のフォームからお申し込みください。

【LoGoフォームURL】 <https://logoform.jp/form/G2rU/1639716>

(4) 質問の受付および回答

応募に関する質問がある場合は、9月4日(金)までに以下のフォームでご提出ください。

【LoGoフォームURL】 <https://logoform.jp/form/G2rU/1631937>

回答は、随時個別に回答した後、9月8日(火)17時までに、受託事業者参加表明書(様式1)を提出した全事業者に質問者名を伏せてメールで回答します。

5 選定方法

事業者選定委員会により企画提案書およびその他の必要な事項を審査し、最も委託事業者にふさわしいと判断した事業者を、委託事業者候補とし選定します。また、財務状況については、外部の専門家による診断を行い、評価します。

なお、応募者多数の場合は、書類審査による一次審査を行い、実地調査、プレゼンテーションに進む事業者を3者程度選定します。

(1) 実地調査

応募団体の児童福祉施設の運営状況についての実地調査を行います。

実地調査の対象施設は区が指定するものとし、実地調査の詳細は、別途通知します。

(2) プレゼンテーション・ヒアリング

提出された書類に基づいたプレゼンテーションを行っていただきます。

プレゼンテーションでは、応募する地域子ども家庭支援センター貫井の所長予定者にヒアリングを行いますのでご参加をお願いします。

日時・場所は別途通知します。

6 受託候補者との協議

審査の結果、受託候補者となった事業者は、区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定します。ただし、受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより欠格事項に該当した場合、もしくは虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定することができるものとします。

7 開設準備委託

新規事業者が選定された場合、運営業務委託を円滑に実施できるように、開設準備委託の期間を設けます。開設準備委託については、区と協議の上、作成した準備計画に基づき従事するものとします。

(1) 委託期間

令和9年1月1日から令和9年3月31日まで（3か月）

(2) 従事する職員

従事者	従事期間および日数
所長となる予定の職員（1名）	令和9年1月から令和9年3月まで 月20日程度
運營業務委託に従事予定の職員（3名）	令和9年2月から令和9年3月まで 月20日程度

(3) 経費

区と受託事業者で協議の上、区の予算の範囲内において定めます。

8 情報公開

本件事業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙5）に基づき取扱うものとします。

9 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却せず、区の所定の保存期間経過後に廃棄します。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とします。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがあります。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとします。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとします。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができるものとします。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとします。
- (9) 本要領に定めのない事項および本要領に疑義が生じた場合は、協議により定めます。

10 事業者募集のスケジュール（予定）

募集要領等の公表	令和8年8月21日(金)
応募書類Ⅰ受付期間	令和8年8月24日(月)～9月10日(木)
質問および回答	令和8年8月24日(月)～9月4日(金) ※ 質問には、随時個別に回答した後、9月8日(火)17時までに、質問を受け付けた事業者および受託事業者参加表明書を提出した全事業者に質問者名を伏せてメールで回答します。 ※ 9月8日(火)17時以降に受託事業者参加表明書を提出した事業者へは、随時回答します。
事業者説明会、 施設見学	令和8年9月1日(火) ※希望の場合は8月30日(日)までにお申し込みください。
応募書類Ⅱ受付期間	令和8年9月14日(月)～9月24日(木)
実地調査	令和8年10月中旬～下旬
プレゼンテーション	令和8年11月上旬～11月中旬
審査結果通知	令和8年12月上旬

11 問い合わせ先

練馬区教育委員会事務局 こども家庭部 在宅育児支援担当課 育児支援係
(担当) 藤田・小田・武井

所在地 〒176-0012 練馬区豊玉北5-28-3

電 話 03-5984-5673

FAX 03-3993-8215

M a i l KATEISHIEN06@city.nerima.tokyo.jp